

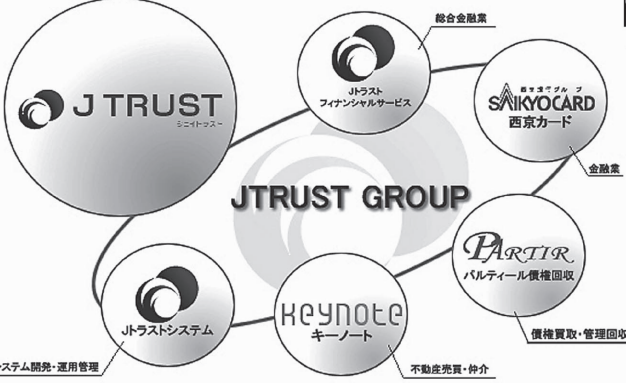
改正貸金業法完全施行で倒産が増加するという声も...

「Jトラスト 副社長 千葉信育氏に聞く」

「日本を元気にするのが最大の目標」



銀行や各金融機関からの貸し渋りが指摘される中、6月18日に改正貸金業法が完全施行された。資金繰りに苦勞している中、中小企業の経営者にとっては、まさに死生問題。改正法は個人破産の抑制につながる一方、個人事業主を含めた倒産が増加するという声も上がっている。そんな危機を救おうと立ち上がったのがJトラストの千葉信育副社長(37)だ。「中小企業を徹底的に援けたい」という千葉副社長に話を聞いた。



中小企業を

総量規制設置

改正貸金業法の完全施行に伴い、ローンやキャッシングのルールが大きく変化した。今回、新たに借り過ぎや貸し過ぎを防ぐために「総量規制」が設けられ、年収の3分の1を超える借入ができなくなったのが特徴。また、貸金業者にも厳格なルールが設定され、これまで20・20だった法律上の上限額が15・20%に引き下げられた。それでも改正貸金業法は、借り過ぎや貸し過ぎによる多重債務問題の解決を目指す完全施行されたものだが、緊急時の少額借入れが困難になるなどの問題も浮上。特に、個人事業主や中小零細企業の場合は、金融機関の貸し渋りに伴った倒産件数の増加が懸念されており、資金繰りに苦勞している経営者にとっては頭の痛い問題となっている。

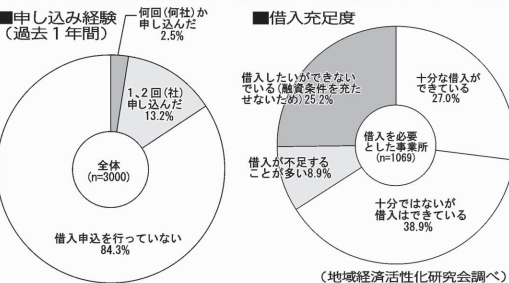
徹底的に応援!!

「総量規制」徹底的に中小企業を応援していきたい」と笑顔で宣言するのが、Jトラストの千葉信育副社長だ。「日本を元気にするのが最大の目標」



「大切なのはお金の使い方、方を間違えないこと」

過去1年間の金融機関申し込み状況および充足状況【ノンバンク以外】



「この目標と話す千葉信育副社長は、同社のグループ会社である大手「Jトラスト」で総合金融業務のJトラストファイナンシャルサービス(JTFS)の副社長として活躍中だ。JTFSは、中小企業を元気にするを目的とした金融機関に元気がなくなっている企業が、1000社以上の不況は100年100年程度のチャレンスを、われわれの持っているスキルやノウハウを生かして、貸し倒れのない適切なサービスを提供し、信用を回復させる。お金を借りたくて借りられない状態は、経営者のみならず、雇用される側にも影響が及ぼされています。『お客様にお気軽にご相談ください』と語りかける。

「JTFSL長引く不況時代の救世主として注目」「やれることを精いっぱいやらせていただきます」

「不況時代の救世主として注目されるJTFS」

千葉信育氏は「われらこそ、経営者や従業員、お客様に精いっぱいやらせていただきます。プロのアドバイザーとして、お客様に精いっぱいやらせていただきます。お客様に精いっぱいやらせていただきます。お客様に精いっぱいやらせていただきます。」

貸金業者からの借り入れについて定めた法律

消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借り入れについて定めた法律。多重債務者の増加が社会問題化されていることを受け、今年18日に従来の法律が抜本的に改正された。主な改正点は以下の通り。

①総量規制(借り過ぎ、貸し過ぎの防止) 借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借り入れができなくなった。また、借り入れの際には年収を証明する書類が原則必要。

②上限金利の引き下げ 法律上の上限金利が29・2%から借入金額に応じて15~20%に。

③貸金業者に対する規制の強化 法令遵守の助言、指導を行う国家資格(貸金業法取扱主任者)を有する者を営業所に配置する。

総量規制については、すでに年収の3分の1を超える借入残高がある場合、ただちに超過分の返済を求められるものではない。適用されるのは、貸金業者から個人で借り入れを行った場合。銀行からの借り入れは対象外。住宅ローンなど、低金利で返済期間が長く、定型である一部の貸し付けについては総量規制は適用されない。

上限金利はこれまで、利息制限法(15~20%)と出資法(改正前は29・2%)の2つがあったが、金利負担の軽減を目的に出資法の上限金利を20%に引き下げ、いわゆるグレーゾーン金利が撤廃された。利息制限法を超える金利帯での貸し付けは民事上無効となるほか、出資法の上限金利を超える貸し付けは、刑事罰の対象となる。